

7 入札第 23 号 トイレカーについて

この入札は、**1 回目**の**入札書**の**提出**を**郵送**に**限定**した入札です。

特に、次のことに留意のうえご参加ください。

1. 入札書は **一般書留 簡易書留 特定記録** のいずれかの方法で必ず「**6月17日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くよう**に**郵送**してください。持参、普通郵便等による方法の場合又は期限後に届いた場合、その入札は**無効**となります。
2. 入札書は、内封筒及び外封筒の**二重封筒**としてください。二重封筒でなかった場合、その入札は**無効**となります。
※それぞれの記載例については別紙参照
3. 1 回目の郵送する入札書には、代理人の記名・押印は**不要**です。
4. **一般競争入札参加申請書**は「**6月17日 17:00 (必着)**」までに、物品管理室に**届くよう**に**提出**してください。期限までに届かなかった場合、**入札書**が期限内に届いても、その入札は**無効**となります。
※郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）、持参又はFAX等のいずれかの方法により提出
※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。
5. 代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日（**6月18日**）に**委任状**の提出が必要です。

※ 内封筒及び外封筒の記載例

- 内封筒… **1回目**の**入札書のみ**を入れ封かんする。

○入札第〇〇号
〇〇〇〇装置

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3-1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 〇〇 〇〇

入札書在中

- 外封筒…上記**内封筒**を入れ封かんする。

(一般競争参加申請書を同封することも可。)

〒850-8570
長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県出納局物品管理室 行き

書 留

住 所 : 長崎県長崎市尾上町3-1
商 号 : 株式会社 長崎県庁
代 表 者 : 代表取締役 〇〇 〇〇
担 当 者 : 〇〇
T E L : 095-895-2881
F A X : 095-894-3468

一般競争入札予定表

入札件名：7入札第23号 トイレカー

購入請求課：防災企画課

公告日		5月29日		
郵送入札受領期間		5月29日	～	6月17日 (17:00)
入札参加申請受付期間		5月29日	～	6月17日 (17:00)
応札品	受付期間	5月29日	～	6月9日 (17:00)
	回答期限	6月11日		
	※入札参加者は必ず「応札品承認願（調達様式第4号）」を提出し、事前に審査を受け、承認を受けなければ入札に参加することはできません。			
質問	受付期間	5月29日	～	6月9日 (17:00)
	回答期限	6月11日		
開札日		6月18日 10:00		
入札会場		長崎県庁行政棟 1 階入札室		
納入期限		令和8年2月27日		

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 29 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7 入札第 23 号 トイレカー 2 台

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 2 月 27 日

(4) 納入場所及び条件

① 納入場所 長崎県防災企画課（長崎市尾上町 3－1）

② 条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

① 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

② 入札書は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和 7 年 6 月 1 日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から 10 の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から 10 の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3－1

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3 の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）令和 7 年 6 月 17 日 17 時 00 分

- 7 応札品承認願の提出場所及び提出期限
(提出場所) 長崎県出納局物品管理室
(提出期限) 令和7年6月9日 17時00分
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
(1) 提出場所 長崎県出納局物品管理室
(2) 受領期限 令和7年6月17日 17時00分(必着)まで
(3) 提出方法 郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法)により受領期限内必着のこと。
なお、悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 10 入札書の開札場所及び日時等
(開札場所) 長崎県庁行政棟1階 入札室
(開札日時) 令和7年6月18日10時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除する。
(2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
再度の入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。また、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(10) 応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (21) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

この入札は、第1回目の入札書の提出を郵送のみに限定した入札です。
下記を熟読のうえ、入札に参加くださいますよう、お願いします。

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

7入札第23号 トイレカー 2台

※規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第11号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕 令和7年6月17日 17時00分（必着）

(3) 「応札品承認願」の提出について

入札参加者は必ず「応札品承認願（調達様式第4号）」に仕様内容を確認することができるカタログ等の資料（仕様を満たす箇所を明確にすること）又は製造メーカーからの仕様証明書を添付のうえ、郵送、持参又はFAX等にて提出し、事前に審査を受けること。承認を受けなければ入札に参加することはできません。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日より2日（休日を除く。）以内に、審査結果を防災企画課よりFAXにて回答します。

※ 「応札品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕 令和7年6月9日 17時00分（必着）

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕 長崎県防災企画課（長崎市尾上町3-1）

〔納入期限〕 令和8年2月27日

(5) 入札書の提出場所、受領期限、提出方法等

〔提出場所〕 長崎県出納局物品管理室

〔受領期限〕 令和7年6月17日 17時00分（必着）まで

〔提出方法〕 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により受領期限内必着のこと。

〔その他〕 悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合は、受領期限日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

(6) 入札書の開札場所、日時等

〔開札場所〕 長崎県庁行政棟1階 入札室

〔開札日時〕 令和7年6月18日10時00分 開始

〔その他〕 開札に、代表者本人が立ち会う場合、又は年間委任状を提出済みの代理人が立ち会う場合は、名刺等（運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。）の提示が必要になること。

また、年間委任状を提出していない代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。）の提出が必要になること。

なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札者及び日本郵便株式会社に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

（7）質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和7年6月9日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和7年6月11日までに「質問への回答書（調達様式第7号）」によりFAXにて回答します。また、質問のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

①仕様書に関する質問提出場所 防災企画課 防災推進班

FAX 095-821-9202 TEL 095-895-2143

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX 095-894-3468 TEL 095-895-2881

（8）入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。

カ 再度の入札に限り、代理人が入札することができる。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・郵送の場合

① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。

② 入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載すること。

③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正個所に押印すること。

④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

⑤ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

⑥ 外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、物品管理室、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

・再度入札の場合

① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。

② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。

③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・ 入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000 万円以上
- ②2,000 万円未満 500 万円以上
- ③500 万円未満

(10) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。また、キ及びソからテまでは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。

キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

コ 応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

サ 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

タ 代理人が入札したとき。

チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。

ト 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・所定の日時及び方法により提出があった入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、開札に立ち会う入札者は、入札書（3枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。開札に立ち会う者及び入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・開札に入札者の立ち会いがない場合、当該入札事務に関係のない県の職員の立ち会いのもと、開札を行う。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会う入札者に限る。
- ・開札に立ち会う入札者がいない場合、再度の入札は行わない。
- ・開札に立ち会う者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。
（※代理人が開札に立ち会う場合、又は代理人が再度の入札をする場合、若しくはその両方の場合においては、適正な委任状の提出がなければ代理人は開札に立ち会うこと及び再度の入札に参加することができない。）

(12) 落札者決定の通知

ア 全ての入札者が開札に立ち会った場合

落札者決定後直ちに開札の場所で入札者に口頭で行う。

イ 開札に立ち会わなかった入札者がある場合

落札者決定後直ちに開札の場所で開札に立ち会った入札者に口頭で行い、開札に立ち会わなかった入札者に対しては、物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において掲載する入札結果一覧表をもって、落札者決定の通知を行ったものとみなす。

なお、落札者が開札に立ち会わなかった場合、落札者に対しては次に掲げる手順により落札者決定の通知を併せて行う。

①落札者決定通知書を落札者にFAX送信する。

②落札者に電話を掛け、①の受信確認を行い、FAX及び電話により、落札者決定の通知を行う。

(13) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(14) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年6月1日現在で有している者であること。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎市尾上町 3 － 1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

小型トイレカー仕様書

1. ベース車

スズキキャリー（3BD-DA16T）または、日産クリッパー（3BD-DR16T）
車両は新規車両を使用すること。

2. ベース車仕様

- ・トランスミッション：4AT
- ・駆動方式：4WD
- ・総排気量：660cc以下
- ・ボディーカラー：ホワイト

3. ベース車の装備品

- ・パワーステアリング
- ・AM・FMラジオ
- ・運転席・助手席エアバック
- ・パワーウインドウ
- ・キーレスエントリー

4. その他の装備、艤装

- ・後部衝突センサー
- ・後方カメラ、ドライブレコーダー本体一式（ルームミラー連動型）
- ・ラッピング（デザイン対応可能）一式・・・Nマークと長崎県の3文字を2面に（荷台の左右両面）。
- ・カーナビゲーション・取付け一式
- ・ETC(2.0)本体取付け及びセットアップ
- ・強化リアサスペンション（4枚リーフ追加）
- ・格納可能なステップ2つ
（トイレに上る際に使用するもので、車両本体に格納が可能なもの）

5. トイレ設備艤装 ※トイレ設備等のイメージ図は別紙1のとおり

- ・外部電源装置・汚水センサー
- ・トイレ用擬音装置取付け（各トイレに1つずつ）
- ・ソーラー発電・充電装置本体取付一式
- ・室内灯3カ所
- ・換気扇1カ所
- ・寒冷地仕様（配管・ヒーター・アンダーコート）
- ・緊急システム（非常用呼出しボタン、車外警報器、赤色灯）付
- ・除菌液ディスペンサー2個（各部屋に1つずつ）
- ・大便器（洋式便座、ウォシュレット、手洗い場付き）2機
- ・洋式大便器には、水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）を求める。
- ・便器には、臭い逆流防止機能（フラッパー機能）を付けること。
- ・トイレの設置されている部屋に入る際の扉が容易に開かない施錠機能を持つこと。

- ・衣類掛け等のフック2個（各部屋に1つずつで、それぞれ耐荷重5kg以上）
- ・鏡2枚（大便器に設置されている手洗い場の面に鏡を設置、壁に接着させる）

※上記仕様は、国土交通省が定める「快適トイレに求める標準仕様」（別紙2）を満たすこと。

1. 快適トイレに求める標準仕様については（1）～（6）まですべての仕様を満たし、2. 快適トイレとして活用するために備える付属品については、（10）鏡付きの洗面台、（11）便座除菌シート等の衛生用品を満たすこと。

6. タンク容量

- ・汚水タンク250L以上、水タンク70L以上
- ※汚水タンク・清水タンク満水状態で車検を合格するもの

7. トイレ設備の最大重量

- ・250Kg以上、320Kg以下

8. 納入期限

- ・令和8年2月27日（金）まで

9. 納入台数

- ・2台

10. 納入場所

- ・長崎県防災企画課（長崎市尾上町3-1）

11. 納入条件

- ・車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。
- ・調達物品納入後の検収日以降、1年間は保証期間として、無償にてメンテナンスを行うこと。
- ・トイレカーの糞尿車登録手続きを行い、自動車リサイクル料金、自賠責保険料及び重量税は、納付の上納車を行うこと。車庫証明も併せて登録すること。
- ・契約締結後速やかに、防災企画課と協議を行い、各種書類（製作工程表、概要図、荷室内装図面、その他発注者が指示するもの）を提出すること。

12. その他

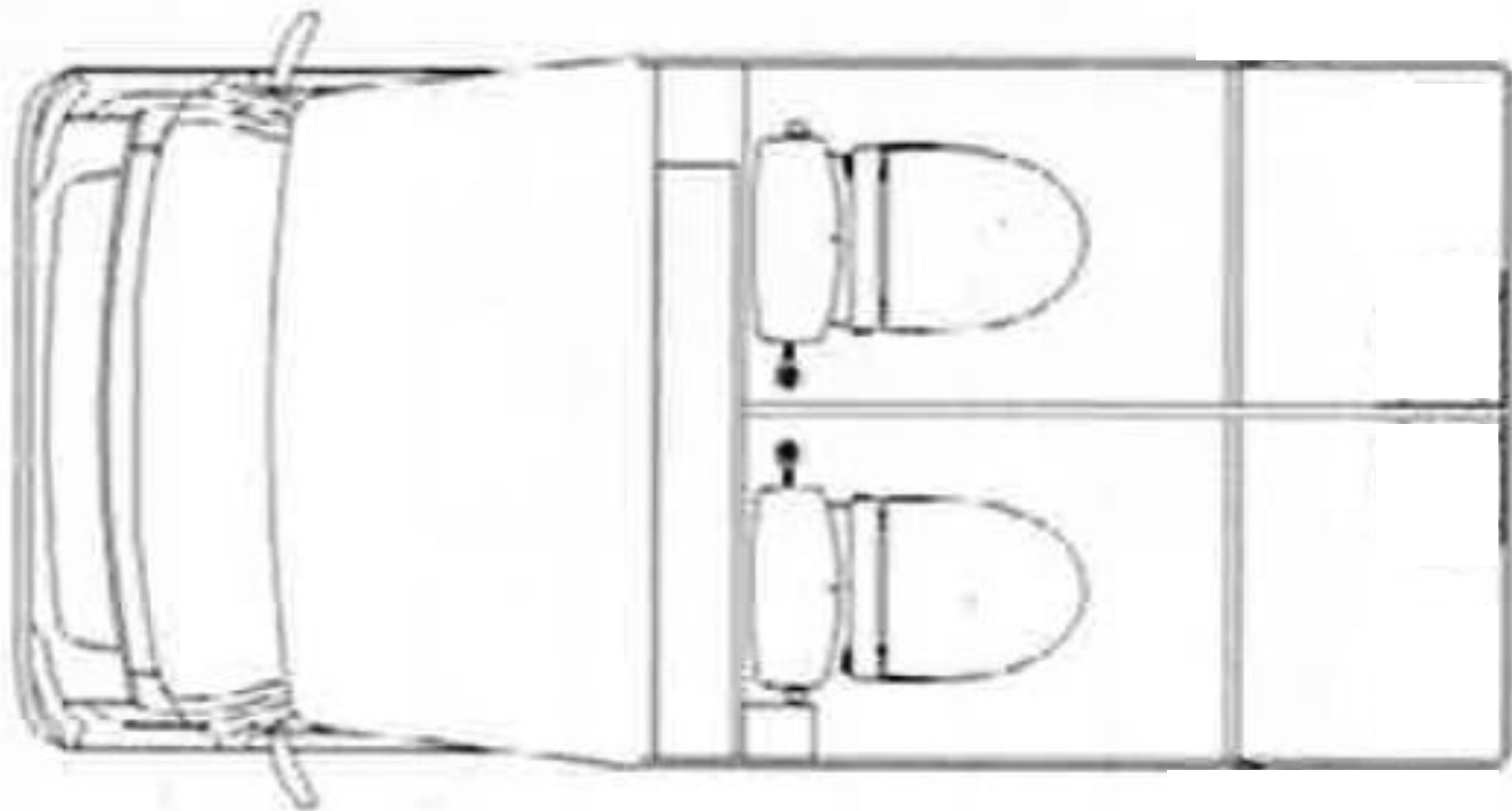
上記に関する費用はすべて入札額へ含めること。ただし、自動車リサイクル料金、自賠責保険料及び重量税は別途支払いとなりますので入札額には含めないでください。

〔留意事項〕

上記要求仕様を満たすもの（応札品）を納品すること。

※応札品承認願の提出にあたっては、応札予定品の仕様が、上記仕様を確認できるベース車両及びトイレ設備の詳細（カタログ）若しくはメーカーからの仕様内容証明等（任意様式）とトイレ設備の図面を添付すること。

別紙 1 <トイレカーイメージ図>





平成 28 年 8 月 4 日
大臣官房技術調査課

建設現場に設置する「快適トイレ」の標準仕様決定 ～建設現場におけるワーク・ライフ・バランスの推進～

国土交通省では、建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みを進めております。その一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」と名付け、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する土木工事から導入します。

「快適トイレ」は、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレとします。

1. 快適トイレに求める標準仕様

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラPPER機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

2. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様、付属品

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) フィッティングボード
- (15) フラPPER機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

「1. 快適トイレに求める機能」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり、必ず備えるものとし、「3. 推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものと定義。

※既契約済工事についても受発注者で協議の上、快適トイレを現場に設置可能とします。
（平成28年10月1日以降協議して導入する場合に限る）